教　職　第　　353　　号
令和８年(2026 年)６月１日

各　教　育　局　長
各　道　立　学　校　長　様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育庁教職員局教職員課長　江　川　一　雄

令和８年度教育職員免許法認定講習の開設について（通知）

このことについて、別記要項により開設しますので、次により受講希望者について取りまとめのうえ、当職あて提出願います。

本講習は、道内の公立学校に勤務する教員を対象に、その資質の向上を図るため、免許状の取得に必要な単位を修得させることを目的として実施するものです。

なお、文部科学省から、中学校技術・家庭科（技術分野）の免外解消を求められており、昨年度から、中学校教諭２種免許状（技術）取得課程については、免外解消を重点的に取り組むための開設とし、インターネットを用いた同時双方向型遠隔講習方式による実施増や、対面講習に係る会場を拡充するなど、以前よりも受講者が受講しやすい講習としていることから、対象となる教員等の積極的な受講について配慮願います。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校に周知願います。

記

１　開設課程

（１）特別支援学校教諭１・２種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）取得課程（別記１）
（２）特別支援学校教諭１・２種免許状（視覚）領域追加課程（別記２）
（３）特別支援学校教諭１・２種免許状（聴覚）領域追加課程（別記３）
（４）小学校教諭２種免許状取得課程（別記４）
（５）中学校教諭２種免許状（技術）取得課程（別記５）
（６）中学校教諭２種免許状（家庭）取得課程（別記６）

２　申込方法

（１）道立学校

ア　申込期限

令和８年６月 17 日（水）

※期限を過ぎた申込は、一切受け付けないので留意すること。

イ　提出方法

次の書類を添付のうえ、下記担当まで電子メールにより送信すること。

（ア）「令和８年度教育職員免許法認定講習申込書」（別記様式１－１～６）

※　学校長が承認した申込書を添付すること。

※　提出時のファイル名を「【課程名】学校名・氏名」とすること。

（例）【知肢病】○○高校・○○○○、【視覚】○○支援学校・○○○○

（イ）「令和８年度教育職員免許法認定講習課程別申込者一覧表」（別記様式２－１～６）

※　申込みのある課程分のみ、学校ごとに取りまとめて提出すること。

ウ　提出先

北海道教育庁教職員局教職員課　人事制度・免許係　認定講習担当
電子メールアドレス：kyoiku.kyoshoku2@pref.hokkaido.lg.jp

※　提出に当たっては、申込書の提出漏れがないか十分に確認すること。

（２）市町村立学校

ア　申込期限

市町村教育委員会の定める日

イ　提出方法

次の書類を添付の上、市町村教育委員会の担当者あて、電子メールにより添付送信すること。

（ア）「令和８年度教育職員免許法認定講習申込書」（別記様式１－１～６）

※　学校長が承認した申込書を添付すること。

※　提出時のファイル名を「【課程名】学校名・氏名」とすること。

（例）【聴覚】○○小・○○○○、【小】○○中・○○○○

（３）市町村教育委員会

ア　申込期限

令和８年６月 17 日（水）

※　期限を過ぎた申込は、一切受け付けないので留意すること。

イ　提出方法

次の書類を添付の上、下記担当まで電子メールにより添付送信すること。

（ア）「令和８年度教育職員免許法認定講習申込書」（別記様式１－１～６）

※　学校長が承認した申込書を添付すること。

※　提出時のファイル名を「【課程名】学校名・氏名」とすること。

（例）【聴覚】○○小・○○○○、【小】○○中・○○○○

（イ）「令和８年度教育職員免許法認定講習課程別申込者一覧表」（別記様式３－１～６）

※　申込みのある課程分のみ、市町村教育委員会ごとに取りまとめて提出すること。

ウ　提出先

北海道教育庁教職員局教職員課　人事制度・免許係　認定講習担当

電子メールアドレス：kyoiku.kyoshoku2@pref.hokkaido.lg.jp

※　例年、市町村教育委員会において、市町村立学校からの申込書の提出漏れがあることから、十分確認の上で提出すること。

３　実施方法

インターネットによる同時双方向型遠隔講習方式及び対面方式で実施する。

課程ごとに実施方法が異なるので、別記１～６及び別表１～６を参照すること。

４　留意事項

（１）本講習は教育職員免許法に基づく認定講習で、現在、文部科学省に認定申請中のため、日程や内容を含めて変更等の可能性があること。

（２）申込みに係る関係書類は、所轄の教育局を経由せず、道立学校または市町村教育委員会において取りまとめた申込書類を、当職あて直接電子メールにより送付すること。

なお、申込者から当職へ直接申込みがあっても受け付けない。

（３）本講習の受講に係る服務については次のとおり。

ア　道立学校職員の服務上の取扱い

校長は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第１号）第 22 条第２項に定める研修（いわゆる「校外研修」）として、承認ができるものと考えられるが、職員が本講習を自宅で受講する場合は、保護者や地域住民の誤解を招くことのないよう、研修の内容の把握・確認を徹底することはもとより、自宅で研修を行う必要性の有無等について適正に判断すること。

イ　市町村立学校職員の服務上の取扱い

所属校を所管する市町村の定めによること。

なお、本講習は、教育職員免許法施行規則第 38 条により、単位授与にあたっての講習出席時数が定められており、開設者において、各受講者の出席状況を確認している講習であること。

（４）申込書への記載、承認にあたり、押印は不要とする。

（５）本講習を受講して、特別支援学校教諭１種免許状の取得（又は領域の追加）を希望する場合においては、次の要件が必要とされるため、申込み時にあらかじめ確認しておくこと。

ア　本講習を受講して、新たに特別支援学校教諭１種免許状を取得するためには、特別支援学校教諭２種免許状取得後、特別支援学校において所有している教育領域（知的・肢体不自由・病弱のいずれか）に係る３年間以上の指導経験がある（若しくは指導経験が見込まれる）必要があること。

すなわち、特別支援学校教諭２種免許状取得後、小・中学校における特別支援学級の経験のみしかない場合には、本講習で必要単位を修得して１種免許状へ上進することはできないこと。

イ　既に有している特別支援学校教諭１種免許状に視覚障害又は聴覚障害の領域を追加するためには、特別支援学校において１年間以上、所有している教育領域（知的・肢体不自由・病弱のいずれか）又は追加を希望する教育領域（視覚・聴覚）のいずれかに係る指導経験がある（若しくは指導経験が見込まれる）必要があること。

すなわち、小・中学校における特別支援学級の経験のみしかない場合には、本講習で必要単位を修得して、特別支援学校教諭１種免許状への領域追加を申請することはできないこと。

（６）受講決定通知は、７月上旬を目途に、各道立学校及び各市町村教育委員会あて、電子メールにより通知する。

受講決定後、受講者に対する講習資料の送付、事前・事後の連絡については、全て、申込書に記載されている受講者の電子メールアドレスに送信するので、受講者は、受信内容を随時確認すること。

（７）本講習の「特別支援学校教諭免許状取得課程」及び「特別支援学校教諭免許状領域追加課程」の申込みに当たり、科目の選び方や免許の申請方法について、「Ｑ＆Ａ」の形で別紙１にまとめているので、このことについても漏れなく周知すること。

※本通知に関する照会先
北海道教育庁教職員局教職員課　人事制度・免許係　認定講習担当
電話番号：011-204-5718
電子メールアドレス：　kyoiku.kyoshoku2@pref.hokkaido.lg.jp